第　９７　号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和８年２月１７日提出

熊本県知事　木　村　敬

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸付年度		内訳	金額等	
母子福祉資金貸付金	平成２６年度	個人	未償還元金	１６２，０２５円	貸付けの相手方の破産により今後回収の見込みがないため。
			利子	５，４４９円	
			その他	未償還元金に係る違約金の請求権	

（提案理由）

権利の放棄については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。